

山梨県建設工事等入札制度合理化対策基準設定要領

第1 主 旨

山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、入札制度の合理的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 主観的事項の審査基準

主観的事項の審査の細部の事項については、次のとおりとする。

1 主観的事項の評定

(1) 主観点数の算出の方法

次の（イ）から（ハ）までに定める方法により算出して得られた数を主観点の点数とする。

（イ） （2）に定める方法により算出した工事種類別の工事成績点並びに（3）の1及び3に定める項目による得点を合算する。

（ロ） （3）の2及び4から14までに定める項目による得点を合算する。

（ハ） （イ）による得点に80.0/73.5を、（ロ）による得点に20.0/26.5をそれぞれ乗じ、得た点を合算する。

(2) 工事種類別工事成績

（イ） 林政、農政、県土整備の各部及び企業局の工事成績を県土整備部で集計する。

（ロ） 工事成績の評定

建設工事の評定は、「山梨県建設工事成績評定要綱」第5工事成績評定書の結果によるものとし、点数の表示基準は次のとおりとする。

工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点	工事成績平均点	粗点
85点以上	+5	60点以上65点未満	0	55点以上60点未満	-1
80点以上85点未満	+4			55点未満	-2
75点以上80点未満	+3				
70点以上75点未満	+2				
65点以上70点未満	+1				

評定に当たっては、発注額 500 万円以上の工事について集計し、2件以上の工事については、平均点数を算出（小数点以下は切り捨てる。）し評定する。

(ハ) 工事成績点数の評定

客 観 点 数 A

粗 点 B

工事成績点数（算入点） C

$$C = B \times \frac{A}{25} \quad (\text{調整率})$$

(3) その他の主観的事項

番号	項目	内容								
1	労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証を取得している者：15点 								
2	建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部での活動	<ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度に建設業労働災害防止協会山梨県支部が主催する次の1から7の活動で4ポイント以上取得の者：5点 1 ゼロ災宣言確立事業場 2 建災防方式「新ヒヤリハット報告」 3 現場代理人研修 4 山梨県建設業労働災害防止大会 5 山梨県産業安全衛生大会 6 安全指導者としての活動 7 オレンジ隊・ブルーキャップスのパトロール <p>（1～6は各1ポイント 7は2ポイント）</p> <p>※ 4及び5については、R5・6とも参加した者に限る。</p> <p>* 労働安全衛生マネジメントシステム若しくは ISO45001 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの対象業者は申請不可</p>								
3	ISO9001 の認証取得及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ISO9001 の認証を取得している者：10点 （更新を行い認証を取得している者も10点となる。） <p>※（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</p>								
4	ISO14001 の認証取得及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001 の認証を取得している者：10点 （更新を行い認証を取得している者も10点となる。） <p>※ JAB 又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証</p>								
5	山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県地球温暖化対策条例及び施行規則に基き、計画書（3カ年分）を山梨県エネルギー政策課へ提出し、ホームページに公表された者：3点 <p>* ISO14001 の対象業者は申請不可</p>								
6	建設機械の保有	<ul style="list-style-type: none"> 次の建設機械を自社所有（1年以上のリース契約を含む。ただし、リース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引に限る。）している者。 * 準じる取引：解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められる取引 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象重機</th> <th>バケット容量・積載重量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>山積 0.45 m³以上</td> <td rowspan="2">・車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> <td>クローラ式：山積 0.4 m³以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象重機	バケット容量・積載重量	備考	バックホウ	山積 0.45 m ³ 以上	・車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主	トラクターショベル	クローラ式：山積 0.4 m ³ 以上
対象重機	バケット容量・積載重量	備考								
バックホウ	山積 0.45 m ³ 以上	・車検又は労働安全衛生法に規定する特定自主								
トラクターショベル	クローラ式：山積 0.4 m ³ 以上									

		<table border="1"> <tr> <td>ル</td> <td>ホイール式：山積 0.34 m³以上</td> <td rowspan="2">検査を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>2 t 以上</td> </tr> </table>	ル	ホイール式：山積 0.34 m ³ 以上	検査を受けていること。	ダンプトラック	2 t 以上
ル	ホイール式：山積 0.34 m ³ 以上	検査を受けていること。					
ダンプトラック	2 t 以上						
		<p>※ 資格を持つ運転手（対象重機 1 台につき 1 人：他の重機との兼務は不可）を常勤として雇用していること。</p> <p>① 掘削機械（バックホウ又はトラクターショベル）だけを所有している場合 1 台につき 10 点（上限：40 点）</p> <p>② 運搬車両（ダンプトラック）だけを所有している場合 1 台につき 5 点（上限：30 点）</p> <p>③ 掘削機械と運搬車両の両方を所有している場合</p> <p>《基本点》 掘削機械（バックホウ又はトラクターショベル）1 台と運搬車両（ダンプトラック）1 台を所有：20 点</p> <p>《加算点》 上記の外、対象重機を所有している場合は、次により加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ（又はトラクターショベル）：1 台につき 10 点 ・ ダンプトラック：1 台につき 5 点 <p>※ 基本点と加算点の合計が 60 点を上限とする。</p> <p>※ 建設機械の保有に係る加点は、土木一式工事に限るものとする。</p>					
7	障害者雇用	<p>① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき障害者の雇用及び報告義務のある者：法定雇用義務数を超過して雇用している障害者数×5 点</p> <p>② 上記以外の者：雇用している障害者数（申請日前 1 年以上継続して雇用している者に限る。）×5 点</p> <p>※ 10 点を上限とする。</p> <p>※ 1 人未満の端数は、切り上げる。</p> <p>※ 障害者数の算定方法は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定による。</p>					
8	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしている者、同法第 13 条の規定に基づき、認定を受けている者又は同法第 15 条 2 の規定に基づき、特例認定を受けている者：5 点 					
9	県との災害協定参加企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との災害協定に参加している者：30 点 （（一社）山梨県建設業協会、（一社）山梨県電設協会及び（一社）山梨県管工事協会との協定に限る。） 					

10	新規学卒者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者を雇用している者 <p>雇用期間が3年未満の場合：5点/1人 雇用期間が3年以上5年未満の場合：10点/1人 ※点数の上限は20点とする。</p> <p>※学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者、又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者を6ヶ月以内に採用していること。 ※申請日時時点で継続して雇用していること。</p>
11	不当要求防止責任者講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から過去3ヵ年において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する講習を受講した者：5点
12	チャレンジ産廃3R事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間に取り組みを実施し、「チャレンジ産廃3R」の取り組み実施事業者として認定証の交付を受け、県のホームページに公表されている者：5点
13	消防団協力事業所の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村消防団協力事業所又は総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けている者：5点
14	女性技術者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・女性であって、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となりうる資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者に係る資格者証及び講習修了証を有する者を申請日時時点で雇用する者：5点

2 工事施工能力の判定

客観点数＋主観点数＝総合数値

客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査の総合評定値を用いる。

3 等級格付

土木一式 4等級とする。

建築一式 4等級とする。

電気 3等級とする。

管 3等級とする。

舗装 2等級とする。

上記の建設工事業について、総合数値により、各等級に区分して格付を行うものとする。

第3 等級の格付基準

要綱第5に定める各等級における資格審査の数値は、次表のとおりとする。

ただし、前年度の等級から昇格した者等は、別途定める要領により降格できるものとする。

等級	事項 区分	資格審査の数値				
		土木一式	建築一式	電気	管	舗装
A	総合数値	1,050 以上 特定許可	910 以上 特定許可	860 以上	810 以上	800 以上
B	総合数値	850 以上 1,050 未満	760 以上 910 未満	670 以上 860 未満	670 以上 810 未満	800 未満
C	総合数値	660 以上 850 未満	640 以上 760 未満	670 未満	670 未満	—
D	総合数値	660 未満	640 未満	—	—	—

第4 入札執行会議

入札執行会議の構成、運営等については、別に定める「入札執行会議設置要領」により行うものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11・12年度の資格審査における工事成績の評定は、改正後の要領第2-1-(1)-(ロ)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

① 旧評定(平成9年9月以前の評定点)の粗点設定表

(83点以上)	+3	(県工事の実績なし)	0
(76~82点)	+2		
(76点未満の県工事实績あり)	+1		

② 新評定(平成9年10月以降の評定点)の粗点設定表

(73点以上)	+3	(県工事の実績なし)	0
(66~72点)	+2		
(66点未満の県工事实績あり)	+1		

③ 上記①、②により新旧それぞれの粗点を求め、大きい方の粗点を改正後の要領第2-1-(2)の式に代入して主観点数を算定する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15・16年度の資格審査における平成13年度以前の工事成績評定の取扱いは、改訂後の要領第2-1-(1)-(ロ)の規定にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。